

# 燃油等価格高騰に伴う燃料費補助

燃油購入量に対して

最大 **30** 万円を補助します！

## 申込期限

令和4年8月1日（月）から  
令和4年9月30日（金）まで  
郵送の場合締切日当日消印有効

## 対象期間

令和3年11月1日（月）から  
令和4年3月31日（木）まで  
に納入された燃料等

## 補助対象者

以下の全ての要件に該当する施設園芸農家

- 羽生市内に住所又は事業所を有する農家又は法人農家
- 園芸施設で農産物（野菜・果樹・花き等）を栽培し、園芸施設用の加温設備等の燃料としてA重油、灯油又はLPガスを使用していること
- 令和3年4月～令和4年3月の1年間における園芸施設で生産した農産物販売額が50万円以上であること。
- 市税（国民健康保険税を含む）を滞納していないこと。ただし、当該市税に係る納税が猶予されている場合を除く。

## 対象油種

施設園芸（野菜、果樹、花きの栽培）の用に供するA重油、灯油、LPガスが対象です。

## 補助額

A重油	15円/L
灯油	15円/L
LPガス	30円/m <sup>3</sup>

【100円未満切り捨て（上限30万円）】

## 申請方法

申請書類に必要事項を記入し、必要書類と一緒に提出してください。  
※申請書類等は、羽生市ホームページ又は下記の間合せ先で入手してください。

【申請先・お問い合わせ先】

羽生市 経済環境部 農政課 ☎048-561-1121（代表）